＜長崎県口腔保健支援センターの概要図＞

別紙2

市郡歯科医師会

県歯科医師会

歯科保健を相談したい団体

市町・保健所

県歯科衛生士会

歯科保健に関する相談

窓口の一元化

口腔保健支援センター
設置事業

施策事業

長崎県口腔保健支援センター

【国保・健康増進課内に設置　H26.8.1設置】

国保・健康増進課長（事務）※兼務
同課健康づくり班課長補佐（歯科医師）※兼務
同課　　係長（栄養士）※兼務
同課　　非常勤職員（歯科衛生士）※専属

県の歯科関係事業

※県の予算事業名（国保・健康増進課事業）

○長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

○長崎県フッ化物洗口推進事業

○障害者歯科診療及び休日歯科診療事業

・障害者等歯科医療技術者養成事業

委託

長崎県口腔保健センター（歯科診療所）

※障害者等歯科医療技術者の養成を行い、障害者協力医制度を充実させる

センター直接実施事業

調整・連携
（関係課への振り分け）

調整・連携
（関係機関への引継）

専門的な助言・支援

専門的な相談

・福祉保健部
・こども政策局
・教育庁
・その他必要な部局

・市町、保健所
・専門機関
（歯科医師会、歯学部、歯科衛生士会等）
・その他必要な機関

対応

歯科保健事業の推進（条例第10条~第12条、法律の第7条～第11条に規定する施策）